

○坂井市丸岡城観光情報センター条例

令和7年3月21日

条例第2号

(設置)

第1条 観光の振興及び地域の賑わい創出を図るため、坂井市丸岡城観光情報センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
坂井市丸岡城観光情報センター	坂井市丸岡町霞町4丁目12番地

(施設の構成)

第3条 センターは、次に掲げる施設により構成する。

- (1) にぎわい交流スペース
- (2) 展示室
- (3) シアタールーム
- (4) 会議室

(業務)

第4条 センターでは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 特産品等の販売に関すること。
- (3) 丸岡城の情報発信に関すること。
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認めること。

(休館日及び開館時間)

第5条 センターの休館日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。

2 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更するとき、センターの見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可(以下「利用の許可」という。)に制限又は条件を付することができる。

3 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターを利用する他の者に不安を抱かせ、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらの者の利用を著しく妨げるおそれがあるとき。

(3) センターの施設等（施設、設備及び器具をいう。以下同じ。）を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上支障があるとき。

4 第1項の規定により許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用に係る料金（以下「使用料」という。）を市長に支払わなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可を受けた利用内容を変更し、又は利用の目的以外に利用しないこと。

(2) 利用の許可の際に付した条件に違反しないこと。

(3) 施設等を汚損し、又は破損しないこと。

(4) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条各号のいずれかの規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。

(4) 工事その他センターの維持管理上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項に掲げる事由により、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において、利用者に損失が生じたときは、市長はその損失を補償しない。

(損害賠償及び免責事項)

第12条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、市長のみの権限に属するものは除く。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用及び運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 市長は、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定めることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を受けなければならない。

(読替規定)

第16条 第13条の規定により、指定管理者が交流センターを管理する場合において、第5条第4項、第6条、第7条、第8条、第9条及び第11条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）、第7条、第10条及び第11条（見出しを含む。）中「許可」とあるのは「承認」と、第7条から第9条まで（見出しを含む）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(坂井市丸岡観光情報センター条例の廃止)

- 2 坂井市丸岡観光情報センター条例（平成18年坂井市条例第124号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、坂井市丸岡観光情報センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条、第15条関係）

区分	単位	使用料
会議室	1時間	100円

備考

- 1 会議室の利用者の過半数が、市内に居住、勤務又は在学していない者（以下「市外者」という。）の場合の使用料は、表中の使用料に2を乗じて得た額とする。
- 2 会議室の利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合、又は、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合の使用料は、表中の使用料に2（市外者の場合は4）を乗じて得た額とする。